

平成 29 年度 第 1 回特別職報酬等審議会（会議要録）

1. 日 時 平成 29 年 10 月 23 日（月） 午後 7 時 09 分～8 時 45 分
※今年度は委員改選があったため審議会前に委嘱式を開催した。
2. 場 所 中野区役所 4 階 庁議室
3. 出席者(9 名)
 - (1) 委員（五十音順：敬称略）
石川 宏 稲尾 公貴 櫛田 正昭 櫻井 英一 林 香江
福原 紀彦 星野 新一 真先 薫 吉川 信將
(欠席 鈴木 和子)
 - (2) 田中区長（審議会への諮問まで）
 - (3) 事務局
篠原経営室長（審議会への諮問まで）、朝井経営室参事（経営担当）、事務局職員
4. 議 題
 - (1) 会長の互選、会長職務代理の指名
 - (2) 諮問
 - (3) 審議会の運営について
 - (4) 審議資料の説明について
 - (5) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）
 - (6) 今後のスケジュール等について

(1) 会長の互選、会長職務代理の指名

朝井参事

それでは、平成 29 年度第 1 回中野区特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

本来、審議会の進行は会長に務めていただくのですが、本日は委員の改選後、最初の審議会でございますので、今期の会長が選出されるまでの間、事務局が司会を務めさせていただきます。ここで事務局の紹介をさせていただきます。

経営室長の篠原でございます。

私は、経営室参事の朝井です、そして、事務局の米持と岡部になります。

それでは会長の選出に移ります。

会長の選出は、中野区特別職報酬等審議会条例（第 5 条）に基づき、委員の互選により決定することとなっております。今回の委員改選によりまして 10 名の委員のうち 5 名の委員が新しい委員となりました。5 名の委員は前期より引続きとなります。

各委員の皆様から何か互選の方法につきましてご提案はございますか。特に無いようでしたら、事務局から委員の皆様にご提案がございます。前期も会長を務めていただきました福原委員に今期も引続きお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、今期につきましても、福原委員に会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、今期の新しい委員で構成されます中野区特別職報酬等審議会、今期も会長を務めさせていただきます福原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして会長職務代理の選出をさせていただきたいと思います。

これは、中野区特別職報酬等審議会条例第5条4項により「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」と、ございます。会長がやむなく欠席しなければならない場合などに会長の代理といたしまして司会進行等の職務をお願いする方ということでございます。委員の皆様からご意見がなければ、私といたしましては前期に引き続きまして石川委員に会長職務代理をお願いしたいと思いますがよろしいですか。

石川委員いかがですか。

石川委員

はい、了解いたしました。

会 長

では、よろしくお願いいたします、それでは次に進みます。

(2) 諮問

会 長

続きまして、区長より当審議会へ「諮問」がございます。

区 長

～諮問文読み上げ、会長へ手渡す。～

会 長

ただ今、当審議会へ諮問がございました。

諮問文の写しを各委員へ配布をさせていただきます。

(コピーを配布)

この諮問内容に基づきまして、今年度も委員の皆様方と議論を重ね、審議をして参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、区長、経営室長は、所用により、ここで退席されます。

(区長、経営室長退席)

それでは、委員改選後の最初の審議会でございますので、各委員から一言ずつ自己紹介を

お願いします。

各委員

～ 各委員 自己紹介 ～

(3) 審議会の運営について

会 長

それでは、審議会の運営につきまして、事務局から説明をお願いします。

朝井参事

本日は、今期初めての審議会ですので、審議に入る前に当審議会の運営について、簡単にご説明します。ファイルされております資料があると思います。参考資料②をご参照ください。

～事務局 資料に基づき、運営方法について説明～

会 長

ただ今、審議会の運営についての説明がございました。ただいまの説明を踏まえた上で、審議会を運営することといたします。

(4) 審議資料の説明について

会 長

続いて審議資料につきまして、事務局より説明をお願いします。

朝井参事

～事務局 審議資料及び冊子資料（財政白書）の説明～

会 長

ただ今、資料の説明がございました。これらの資料は、審議会でご議論いただくための基礎資料となっています。私の方から少し補足させていただきますと、昨年度の答申がございました。本審議会4回でこのような答申文を作成することがゴールの姿でございます。そして、答申を出したあと、参考資料の③④の形に条例案がつくられて、これが議会に諮られ、我々の作業がこのような形で区政に反映していくということでございます。

審議の材料になる資料は大変多岐にまたがっております、審議のときにはこれを見ながら進めていくということになります。

ただ今の資料を含めご質問ありましたらお願いします。

真先委員

「資料3」に、今までの答申内容一覧がありますが、答申内容の引上げや引下げについては、一般職への勧告の率と同じという理解でよいですか。

会 長

そのとおりです。

林委員

議長と委員長の違いは。

朝井参事

「資料10」に中野区議会の活動状況というのがございます。議長というのは42人の定員の中でお1人、副議長もお1人です。委員長というのは、常任委員会が5つ、特別委員会が3つ、議会運営委員会が1つありますので、それぞれの委員会の委員長ということになります。

真先委員

「資料7」で、23区特別職等の年収一覧の本則と特例があるが、特例を意識した方がよいのですか。

会 長

年収ベースで意識した方がよいのでこちらの資料があります。ご覧いただきますように、中野区というのはかなり低いのです。けれど、実は特例で低くしている他の区もあるという、中野区以外にも低い区があるという実態を見るための資料というわけです。

稲尾委員

「資料5」で、地域手当込みの給料月額等一覧がありますが、中野区の場合、地域手当廃止は平成20年にあつて、それが原因で、他区と比べて低い額となっているのですか。

朝井参事

地域手当は廃止にしましたが、その分は給料に入っていますので、地域手当を廃止したことが、他区と比較して低い理由ではありません。

会 長

逆に地域手当を廃止した分、ちゃんと数字にあらわれていて、地域手当を別にしているから本体が少なくなっているというよりは、本体で地域手当も入れておいたほうがいいのではないかということです。区民にもきちっと区報等で表示されるときに、地域手当というものが別途あるのだというようなことだと、なかなかわかりにくいので、地域手当を廃止したということです。

比較するときには、要するに地域手当込みで比較していますので、別にこの地域手当を廃止したことによって下がったというわけではございません。

石川委員

「資料6」と「資料7」の比較なのですが、「資料7」では、議員さんの順位を見ると21番目、その下に目黒区、文京区があります。ただ、「資料6」のほうを見ると中野区が最下位となっておりますが、これはどういう基準になるのでしょうか。

事務局

期末手当の率が違うことが影響しています。

吉川委員

特別職の方々は、お辞めになるときに退職手当みたいなものはあるのですか。

朝井参事

退職手当がございます。別の条例で定めてありますので、次回資料をお配りいたします。

星野委員

「資料8」の、識見（代表）と識見（その他）の意味はなんですか。

事務局

特別区によって、常勤監査委員として選任された方が、代表監査委員になっていない区もあります。

中野区はあくまでも識見で常勤の方の条例の規定1つしかないのです。識見（代表）、識見（その他）と2つ書いてある区は、二種類の給料の規定を持っているというふうに読み取っていただければと思います。

会 長

時間の限りもございますので、資料の質疑はその都度行うということで、ぜひこの機会に、次回までに資料の要望がありましたらお知らせください。

櫛田委員

資料の要求ということではないのですが、都議会議員の歳費か経費かよくわからないのですけれども、20%カットしたとかいうポスターを見たことがあります。区議会議員とは違うとは思いますが、それがどういうことなのかというようなことを。政治的なことは議論したくないのですが。一般的な情報を教えていただければと、理解できるかなというのがあります。

会 長

都議会の議員報酬等がどういうふうになっていて、どうだったということがもしわかれば、

参考に。

林委員

23区の賞与の支給ケースの資料があれば。

事務局

区長、副区長、教育長、常勤監査委員、あと議員で期末手当の支給月数ですか。わかりました。

吉川委員

今の榊田委員の言いたかったことは、もしかすると政治活動費とかそういう報酬以外の部分のことなのではないかと思うのですよ。

実は議員とかというのは、国会議員とか何かですと、議員報酬以外にも秘書の費用とかいろいろなプラスアルファが出ていて、それが不透明でわかりにくいとか、そういう問題があるということなのですね。なので、この特別職とかに関しても、もしもそんなのがあるのだったらちょっと教えていただきたいのですが。

会 長

特別職は給料ですのではないのですけれども、議員についてはここに、費用弁償等の条例になっています。

事務局

費用弁償は日額3,000円です。

会 長

政務活動費は、中野区は150,000円ですね。

石川委員

受け取らない議員さんもいるとか、政治信条に基づいてとか、余って返す方もいるというのが、事務局長の回答でしたね。

(5) 議員報酬及び区長等の給料の適否について(審議)

会 長

では、資料に関してはこのくらいにしまして。適否について審議に入らせていただいて、本当ならば今、自由に一言ずつでもご意見をいただこうと思いましたがけれども、質疑を通じてご関心の向きの発言はありましたのでこのくらいで。

今日、どうしてもご意見いただいっておかなければならないのは、できたら次回、次々回あたりで順次審議するこういう方々の話を聞いてみたいとかありますか。

石川委員

過去にはもう議長、副議長、教育長、監査委員全て来ていただいて、話は聞いたことありますね。

吉川委員

個人的には監査委員の職務が、どういう委員構成になっているかというのがよくわかっていませんでしたので、委員構成とか職務内容だとか、非常勤の方はどのぐらい出て、どういう仕事をしているのかというのを、1回お聞きしたいところではあります。

会 長

委員が過半数かわられたので、ご本人か事務局長かにおいでいただくことにしましょう。ほかにはどうですか。一度こちらの審議会の構成が変わったので、議会の事務局長、事務局次長に来ていただいて質疑しましょうか。

朝井参事

できれば次回で調整したいと思います。

会長

教育長に関しては、特にご意見なければ今回は資料だけでいいですかね。

次回は、参考にするために区議会事務局長または次長、それから監査委員または監査事務局長においでいただいて、簡単なお説明をいただいた後質疑をして、審議をしたいと思えます。

(6) 今後のスケジュール等について

会 長

各委員からいろいろご意見をいただきました。

最後に今後のスケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いします。

朝井参事

お手元のスケジュール案をご覧ください。第2回を11月9日(木)、第3回を11月14日(火)、そして第4回を12月6日(水)、各回午後7時からになります。第4回につきましては、答申の最終的な取りまとめと決定をしていただければと考えているところでございます。

会 長

本日の審議は以上とさせていただきますが、特になにかよろしいですか。それでは、なければ、本日の審議会は、これで終了いたします。

充実したご意見をありがとうございました。